

鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規

- 1 選択科目を履修しようとする者は、定められた日までに受講届を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 2 選択科目の履修を取りやめようとする者は、定められた期限までに、別紙様式の受講辞退届を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 3 受講辞退届の提出された科目は開講時にさかのぼって履修しなかったものとして取り扱う。
- 4 学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則（以下「規則」という。）第1条第3項に規定する定期試験を実施しなくてもよい科目は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 卒業研究
  - (2) 実験、実習、設計、製図、演習、体育、その他実技を伴う科目
  - (3) 時間割外の科目
  - (4) 上記のほか、各学科又は一般教育科からの要請により、教務委員会が認めた科目
- 5 前項の規定により定期試験を実施しなくてもよい科目は、別表第1のとおりとする。
- 6 100点法で評価しない科目は、定期試験を実施しない。
- 7 規則第2条に規定する追試験を受けようとする者は、定期試験終了日の翌日までに別紙様式の追試験願を学生課教務係へ提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 8 追試験の点数は得点の10割とする。追試験を受けることが許可されなかった者の当該試験の点数は0点とする。
- 9 追試験を受けることができない特別な事情がある者については、校長の許可を受け、見込点により、学期の成績を評価することができる。ただし、見込点は、70点以下とする。
- 10 規則第4条第2項に規定する100点法で評価しない科目は、次表のとおりとする。

一般科目	コンピュータサイエンスコース 専門科目	データサイエンスコース 専門科目	知能ロボティクスコース 専門科目	先進エレクトロニクスコース 専門科目	都市環境デザインコース 専門科目
	工場実習 A 工場実習 B	工場実習 A 工場実習 B	工場実習 A 工場実習 B	工場実習 A 工場実習 B	工場実習 A 工場実習 B

- 11 規則第 5 条第 3 項の規定の適用において、前学期の成績が不可であった科目の成績を学年末に再評価することが適当と科目担当教員が認める者を対象に、60 点を限度として再評価できるものとする。ただし、当該年度において規則第 7 条第 1 項に該当した者を除く。
- 11 の 2 再評価は原則として 100 点法で評価し、60 点以上の場合は 60 点として単位を認定する。
- 11 の 3 再評価は別に指定する日までに言い、可否の結果を科目担当教員から学生課教務係へ通知し、単位修得の認定は進級判定会議又は卒業判定会議において行う。ただし、教務主事が特に必要と認めた場合は、学年末の成績報告期限までに限り、再評価を行うことができる。
- 12 規則第 8 条第 3 項に規定する再履修を免除できる科目は、次の各号のとおりとする。  
ただし、卒業研究の再履修は免除しない。
- (1) 第 3 学年、第 4 学年及び第 5 学年で修得した科目
  - (2) 一般科目の選択科目のうち、修得した科目
  - (3) 上記のほか、各類又はリベラルアーツ系からの要請により、教務委員会が審議し、校長が認めた科目のうち、修得した科目
- 13 前項第 2 号から第 3 号までの規定により、再履修を免除できる科目は、別表第 2 のとおりとする。
- 14 前項に定める科目の再履修の免除を希望する者は、定められた日までに別紙様式の再履修免除願を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 15 校長の承認を得た次の各号の事由による欠課は、公欠とする。
- (1) 鹿児島工業高等専門学校学則第 24 条の規定による欠課
  - (2) 授業中の負傷による治療のための欠課
  - (3) 交通機関の事故による欠課
  - (4) 教育課程、就職試験等に関する試験を受験するための欠課

- (5) 文化活動、体育活動として学校又は地方公共団体を代表して参加するための欠課
- ① 高専体育大会、国民スポーツ大会、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟、学生連盟主催の大会及びその関連大会
  - ② 文化系部活動も①に準じて、年間に2回の公欠が認められる。
  - ③ その他学生主事が公欠と認めたもの
- (6) 学会で研究発表をし、又は連名者が研究発表する学会に参加するための欠課
- (7) 卒研等において研究機関先等で研究調査等を行うための欠課。ただし、事前に研究調査計画書が提出され、教務主事及び校長が公欠と認めたもの
- (8) 上記のほか、学習・教育到達目標の趣旨に沿うものとして教務主事が公欠と認めたもの

16 前項による欠課は、別紙様式の公欠届を学生課教務係へ提出しなければならない。

17 規則第3条第1項に規定する出席時数の計算において、忌引及び公欠は欠課に算入する。なお、規則第10条第3号に規定する特別活動の出席時数の計算においては、忌引き及び公欠を欠課に算入しない。

17の2 欠課時数が所定の授業時数の3分の1を超える場合、忌引き及び公欠による欠課については、申請により欠課した授業に相当する補講を受講できる。

17の3 前項により補講を受講した忌引き及び公欠は欠課に算入しない。

18 規則第3条第1項に規定する出席時数が所定の授業時数の3分の2以上の科目の定義は、次のとおりとする。

- (1) 履修単位及び学修単位講義Ⅰの科目については、当該科目の実際の授業時数が1単位当たり30単位時間未満の場合は、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が1単位当たり10単位時間を超えない科目
- (2) 学修単位講義Ⅱの科目については、当該科目の実際の授業時数が1単位当たり15単位時間未満の場合は、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が1単位あたり5単位時間を超えない科目
- (3) 当該科目の実際の授業時数が1単位当たりの所定の単位時間（履修単位及び学修単位講義Ⅰの科目については30単位時間、学修単位講義Ⅱの科目については15単位時間）以上の場合には、欠課時数が実際の授業時数の3分の1を超えない科目、この場合の欠課時数の算定において、1単位時間に満たない端数を生じたときは、その端数は切り上げる。

19 規則第 10 条第 1 号及び規則第 11 条第 1 号に規定する出席日数の計算においては、忌引及び公欠による欠課は出席したものとみなし、次式により算出する。

ただし、除算の端数は切り捨てるものとする。

「出席日数」＝「出席すべき日数」－（「欠課時数」－「忌引時数」－「公欠時数」）÷ 7

ただし、各項の定義は以下のとおりである。

「出席すべき日数」：規則第 12 条に規定する日数

「欠課時数」：受講した科目の欠課時数の合計＋特別活動の欠課時数

＋特別活動を除く学校行事の欠課時数

「忌引時数」：忌引による欠課時数

「公欠時数」：公欠による欠課時数

20 規則第 9 条に規定する審議にあたって、次の各号のいずれかに該当する者は、第 5 学年の課程修了を認定しないものとする。

(1) 規則第 11 条第 1 号の規定を満たしていない者

(2) 規則第 11 条第 2 号の規定を満たしていない者

21 削除

22 再試験は規則第 20 条第 1 項に規定する再認定試験を行う科目を除き、前学年における不可の科目について行う。

23 再試験を実施する科目の未修得者は全員再試験の該当者とし、科目担当教員の指示を受けるものとする。

24 規則第 16 条第 2 項に規定する再試験を行わなくてもよい科目は、次の各号のとおりとする。

(1) 実験、実習、設計、製図、演習、体育、その他実技を伴う科目

(2) 時間割外の科目

(3) 上記のほか、各類又はリベラルアーツ系からの要請により、教務委員会が認めた科目

25 前項の規定により再試験を行わない科目は、別表第 3 のとおりとする。

- 26 再試験は、11月中旬までに1回行い、科目担当教員が必要と認めた場合は不合格者に対して、更に2月上旬までに1回行うことができる。
- 27 再試験の合否の結果は、定められた日までに科目担当教員から学生課教務係に通知し、単位修得の認定は進級判定会議又は卒業判定会議において行う。
- 28 追評価試験は、追評価することが適当と科目担当教員が認める者を対象に、行うことができる。ただし、当該年度において規則第7条第1項に該当した者は除く。
- 29 追評価試験対象者は科目担当教員の指示を受けるものとする。
- 30 追評価試験は原則として定期試験と同様の形態で行い、定期試験を行わない科目の場合は、他の適切な形態で実施する。
- 31 追評価試験は原則として100点法で評価し、60点以上の場合は60点として単位を認定する。
- 32 追評価試験は各学期末の成績報告期限までに行い、合否の結果を科目担当教員から学生課教務係へ通知し、単位修得の認定は進級判定会議又は卒業判定会議において行う。
- 33 再認定試験は第3学年までに限り、前学年における不可の科目について行う。
- 34 再認定試験を実施する科目の未修得者は当該科目担当教員の指示により特別補習プログラムを受けるものとし、同プログラムを受けた者を再認定試験の該当者とする。
- 35 規則第20条第2項に規定する再認定試験を行わなくてもよい科目は、次の各号のとおりとする。
- (1) 実験、実習、設計、製図、演習、体育、その他実技を伴う科目
  - (2) 上記のほか、各類又はリベラルアーツ系からの要請により、教務委員会が認めた科目
- 36 前項の規定により再認定試験を行わない科目は、別表第4のとおりとする。
- 37 再認定試験は4月中に1回行い、教務委員会が必要と認めた場合は、更に11月末までに1回行う。

38 再認定試験の合否の結果は、定められた日までに科目担当教員から学生課教務係に通知し、単位修得の認定は進級判定会議において行う。

39 病気等を理由とした長期欠席により、規則第3条第1項に規定する出席時数が満たされない科目については、教務委員会における審議を経て、その科目の評価を行うことができる。

附 則

1 この内規は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学または再入学する者は、改正後の第5項、第10項、第13項、第20項、第24項の規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年12月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

2 土木工学科は、在学する者が当該学科に在学しなくなる日（平成26年3月31日）において廃止するものとする。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 10 月 8 日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和 8 年 4 月 1 日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第 10 項、第 12 項、第 13 項、第 21 項、第 24 項、第 33 項から第 38 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 3 月 31 日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和 8 年 4 月 1 日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、令和 8 年 4 月 1 日以降の成績評価について改正後の第 17 項から第 18 項の規定を適用する。

別表第1 定期試験を実施しなくてもよい科目(2026年度)

令和8年4月1日以降の入学者適用

学年	一般科目	Ⅰ類		Ⅱ類		Ⅲ類
		コンピュータサイエンスコース	データサイエンスコース	知能ロボティクスコース	先進エレクトロニクスコース	都市環境デザインコース
第1学年	保健体育Ⅰ 音楽 美術	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ
第2学年						
第3学年						
第4学年						
第5学年						

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの入学者(以下「入学者」という。)及び入学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用

学年	一般科目	機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科	都市環境デザイン工学科
第1学年	保健体育Ⅰ 美術 音楽	工作実習Ⅰ 創作活動 工学基礎実習 機械工学演習	電気製図 創作活動 工学基礎実習	工作実習Ⅰ 創作活動 工学基礎実習	コンピュータリテラシ 創作活動 工学基礎実習	測量学実習Ⅰ 基礎製図Ⅰ 創作活動 工学基礎実習
第2学年	保健体育Ⅱ リベラルアーツⅠ	工作実習Ⅱ 製図Ⅰ プロダクトデザイン	電気電子工学実験Ⅰ	工作実習Ⅱ 未来創作活動	工学実習Ⅰ 工学実習Ⅱ	測量学実習Ⅱ 基礎製図Ⅱ 情報処理Ⅰ 情報処理Ⅱ
第3学年	保健体育Ⅲ リベラルアーツⅡ	工作実習Ⅲ 製図Ⅱ デジタルデザイン	電気電子工学実験Ⅱ 電気電子工学実験Ⅲ	工学実験Ⅰ 創造設計Ⅰ	技術実習Ⅰ 技術実習Ⅱ 工学実験 工学実習Ⅲ	土質工学実験 材料学実験 設計演習 情報処理Ⅲ
第4学年	スポーツⅠ	工学実験 物理学実験 応用設計 創造デザイン メカトロニクス演習 工場実習A 工場実習B	電気電子工学実験Ⅳ 電気電子工学実験Ⅴ 物理学実験 創造実習Ⅰ 創造実習Ⅱ 電気電子工学演習Ⅰ 工場実習A 工場実習B	工学実験Ⅱ 物理学実験 創造設計Ⅱ 特別講座 データ処理とAI 情報工学演習 工場実習A 工場実習B	卒業研究 物理学実験 リサーチリテラシ 工学実習Ⅳ 工学実習Ⅴ 工場実習A 工場実習B	建設工学実験 構造物設計 工学セミナー 物理学実験 工学演習 工場実習A 工場実習B
第5学年	スポーツⅡ スポーツⅢ	卒業研究 卒業設計	卒業研究	卒業研究 制御機器	応用実習 卒業研究 システム設計学	卒業研究 外書輪講 橋梁設計 景観設計

別表第2 再履修を免除できる科目(2026年度)

令和8年4月1日以降の入学者適用

学年	一般科目	I類		II類		III類
		コンピュータサイエンスコース	データサイエンスコース	知能ロボティクスコース	先進エレクトロニクスコース	都市環境デザインコース
第1学年						
第2学年						

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの入学者(以下「入学者」という。)及び入学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用

学年	一般科目	機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科	都市環境デザイン工学科
第1学年						
第2学年						
第3学年			電気電子工学実験Ⅱ 電気電子工学実験Ⅲ			
第4学年	日本語表現Ⅰ 日本語表現Ⅱ スポーツⅠ 英語論理・表現 哲学 社会概説Ⅰ 社会概説Ⅱ 文学概論 グローバルカルチャー 英語ⅣA 英語ⅣB ドイツ語ⅠA ドイツ語ⅠB	工学実験 物理学実験 応用設計 創造デザイン メカトロニクス演習 工場実習A 工場実習B	電気電子工学実験Ⅳ 電気電子工学実験Ⅴ 物理学実験 創造実習Ⅰ 創造実習Ⅱ 電気電子工学演習Ⅰ 工場実習A 工場実習B	工学実験Ⅱ 物理学実験 創造設計Ⅱ 特別講座 工場実習A 工場実習B	物理学実験 工学実習Ⅳ 工学実習Ⅴ 工場実習A 工場実習B	建設工学実験 構造物設計 物理学実験 工場実習A 工場実習B
第5学年	技術倫理総論 知的財産権概論 スポーツⅡ 英語ⅤA 英語ⅤB ドイツ語ⅡA ドイツ語ⅡB スポーツⅢ 法学Ⅰ 法学Ⅱ 社会概説Ⅲ 社会概説Ⅳ 比較文化論A 比較文化論B	卒業設計	電子回路設計		応用実習	橋梁設計 景観設計

別表第3 再試験を行わない科目(2027年度)

令和8年4月1日以降の入学者適用

学年	一般科目	I類		II類		III類
		コンピュータサイエンスコース	データサイエンスコース	知能ロボティクスコース	先進エレクトロニクスコース	都市環境デザインコース
第1学年						
第2学年						
第3学年						
第4学年						
第5学年						

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの入学者(以下「入学者」という。)及び入学者の属する年に編入学又は転入学する者適用

学年	一般科目	機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科	都市環境デザイン工学科
第1学年	保健体育Ⅰ 美術 音楽	創作活動 機械工学演習 工学基礎実習	電気製図 創作活動 工学基礎実習	創作活動 工学基礎実習	コンピュータリテラシ 創作活動 工学基礎実習	創作活動 工学基礎実習
第2学年	保健体育Ⅱ リベラルアーツⅠ	製図Ⅰ プロダクトデザイン		未来創作活動	工学実習Ⅰ 工学実習Ⅱ	情報処理Ⅰ 情報処理Ⅱ
第3学年	保健体育Ⅲ リベラルアーツⅡ	製図Ⅱ デジタルデザイン		創造設計Ⅰ	技術実習Ⅰ 技術実習Ⅱ 工学実験 工学実習Ⅲ	設計演習 情報処理Ⅲ
第4学年	スポーツⅠ	物理学実験 応用設計 創造デザイン メカトロニクス演習 工場実習A 工場実習B	物理学実験 創造実習Ⅰ 創造実習Ⅱ 工場実習A 工場実習B	物理学実験 創造設計Ⅱ 特別講座 工場実習A 工場実習B	物理学実験 リサーチリテラシ 工学実習Ⅳ 工学実習Ⅴ 工場実習A 工場実習B	物理学実験 工学演習 工場実習A 工場実習B

別表第4 再認定試験を行わない科目(2027年度)

令和8年4月1日以降の入学者適用

学年	一般科目	I類		II類		III類
		コンピュータサイエンスコース	データサイエンスコース	知能ロボティクスコース	先進エレクトロニクスコース	都市環境デザインコース
第1学年		創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ	創造デザイン工学Ⅰ 工学基礎実習 情報技術基礎Ⅰ 情報技術基礎Ⅱ
第2学年						

# 受講辞退届

授業担当教員用

授業担当教員 殿

私は、下記科目の受講を辞退したいのでお届けします。

年 月 日

工学科 年 番 氏名

授業科目名 及び単位数				単位
開講学科等	一般科目・〇〇工学科	学 年	学期等 (○で囲む)	
		年	通年・前期・後期・集中	

備 考：指定された期日までに提出すること。

提出しない場合は、講義終了まで欠課は全てカウントされる。

# 受講辞退届

教務係用

私は、下記科目の受講を辞退したいのでお届けします。

年 月 日

工学科 年 番 氏名

授業科目名 及び単位数				単位
開講学科等	一般科目・〇〇工学科	学 年	学期等 (○で囲む)	
		年	通年・前期・後期・集中	

提備 考：指定された期日までに提出すること。

提出しない場合は、講義終了まで欠課は全てカウントされる。

## 追試験願

提出先  
教務係

校長	教務主事 専攻科長	学生課長	教務係長	教務係	担任印又は 専攻長印

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

学科・専攻名  
学 年  
氏 名工学科・専攻  
年

下記事由により追試験を受けたいので申請します。

## 1.追試験を受ける事由

--

## 2.追試験受験科目

日 付	科目名	担当教員名	追試験日
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			

提出期限 定期試験終了日の翌日

①必要事項を記入する。  
 ②診断書の写等を準備する。  
 ③担任印又は専攻長印をもらう。  
 ④教務係へ提出する。

注意事項 ①やむを得ない事情で担当教員の印がもらえない場合は、教務主事、学科長又は  
 専攻科長の指示を受けること。

## [A票]再履修免除願

提出先  
教務係

鹿児島工業高等専門学校長 殿 ( )年 ( )月 ( )日

学科名 ( ) 工学科  
学 年 ( ) 年  
氏 名 ( )

私は、下記科目の履修を免除して頂きたいので申請します。

科目名	教育課程名	開講学年	単位数	評価	担当教員名
	一般科目 M・E・S・I・C			点	

\*○で囲んでください

担当教員印	担任印	教務係受付印

- 手続手順
- ① A票・B票に必要事項を記入する。
  - ② 担当教員印・担任印をもらう。
  - ③ きりとり線で切り取り、A票は教務係へ、B票は担当教員へ提出する。

- 注意事項
- ① 再履修を免除できる科目については、「学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規」(学生便覧に掲載)で確認すること。
  - ② 期日までに提出しない場合、その科目については再履修を免除されない。

きりとり線

## [B票]再履修免除願

提出先  
授業担当教員

授業担当教員 殿 ( )年 ( )月 ( )日

学科名 ( ) 工学科  
学 年 ( ) 年  
氏 名 ( )

私は、下記科目の履修を免除して頂きたいので申請します。

科目名	教育課程名	開講学年	単位数	評価	担当教員名
	一般科目 M・E・S・I・C			点	

\*○で囲んでください

# 公欠・忌引届 (A)

(教務係提出用)

担任(専攻長)印

鹿児島工業高等専門学校長 殿

提出日 ( )年 ( )月 ( )日  
 学科・専攻名 ( ) 工学科・専攻  
 学年・出席番号 ( )年 ( )番  
 氏名 ( )

下記の事由により, ( 公欠・忌引 )しましたのでお届けします。

1. 公欠の事由

2. 忌引の内容

・大会出場 ・就職試験 ・入学試験 ・列車等遅延 ・その他 _____ *大会の場合クラブ名[ ]	・亡くなられた方 _____ ・事実年月日 _____ 月 _____ 日 ・本人との続柄 [ ]
---	---

3. 公欠又は忌引した日付・曜日・科目名・担当教員名

時限		1-a	1-b	2-a	2-b	3-a	3-b	4-a	4-b	時数小計
日付・曜日	科目名									
/	科目名									
曜日	教員名									時間
/	科目名									
曜日	教員名									時間
/	科目名									
曜日	教員名									時間
/	科目名									
曜日	教員名									時間

提出期限  
 手続手順

公欠・忌引届 (A)は事後1週間以内, 公欠・忌引届 (B)は事後2週間以内  
 ①公欠・忌引届 (A)および(B)に必要事項を記入し, (A)票に担任印をもらう。  
 \*公欠の場合、試験の案内・遅延証明書・診断書の写等を添付する。  
 ②公欠・忌引届 (A)および(B)を教務係に提出する。そのとき、(B)票に教務係確認印をもらう。  
 ③公欠・忌引届 (B)を担当教員へ提出する。

時数合計

時間

注意事項

公欠・忌引届 (A), (B)を提出しなければ欠課として扱われます。  
 特別な理由もなく提出期限を守らない場合は受理されないことがあります。